

# 鳥取大学鳥取地区放射線施設細則

平成 22 年 4 月 15 日

鳥取地区放射線施設安全委員会裁定

(目的)

第 1 条 この細則は、鳥取大学鳥取地区放射線施設放射線障害予防規程（以下「規程」という。）に定める事項の実施について、技術的事項や手続等を定めることを目的とする。

(放射線安全委員会)

第 2 条 放射線障害の防止に必要な事項は鳥取大学放射線安全委員会規則（平成元年鳥取大学規則第 7 号）第 1 条に定める鳥取大学放射線安全委員会において審議する。

(放射性有機廃液焼却炉の運転及び管理)

第 3 条 放射性有機廃液焼却炉の運転及び管理については規程に定めるもののほか、次の各項目に従って行わなければならない。

- 2 管理区域責任者は、焼却炉の運転及び管理について十分な知識と経験を有する業務従事者のうちから運転及び管理を担当する焼却炉取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を選任する。
- 3 取扱責任者は、焼却炉の運転管理業務において異常を発見した場合は、直ちに運転を停止して主任者に報告するとともに、適切な措置を講じなければいけない。
- 4 取扱責任者は、焼却炉の構造、性能及び取扱い方法について、十分な知識を習得しなければいけない。
- 5 取扱責任者並びに焼却炉の運転及び廃棄作業を行う者に対する教育及び訓練は、次に定めるところによる。ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、これを省略することができる。
  - 一 焼却炉の安全運転法 講義 1 時間
  - 二 異常時の処置法 講義 1 時間
  - 三 有機廃液の取扱法 講義 1 時間
  - 四 放射性同位元素を含まない状態での訓練 実習 3 時間
- 6 焼却炉の運転担当者及び廃棄作業者は、教育訓練の終了者のうちから取扱責任者が指名し、取扱責任者の管理のもとに運転及び廃棄作業を行う。それ以外の者は、運転及び廃棄作業を行ってはならない。
- 7 廃棄作業室内に搬入する有機廃液量は、最大 10 リットルとする。
- 8 焼却炉の運転に先立って、その都度所定の点検を行い、異常を発見した場合は主任者に報告するとともに適切な処置を講じるものとする。
- 9 有機廃液の焼却中は、焼却炉の安全確保のため運転担当者が監視を行い、異常を発見した場合には直ちに電源スイッチを切り、速やかに主任者に報告する。
- 10 運転終了後は、安全を点検の上、遅滞なく取扱責任者に報告し、確認を受ける。
- 11 運転担当者は、別に定める運転マニュアルによって、正しい方法に従って運転及び保守を行わなければならない。
- 12 取扱責任者は、焼却炉を常に安全運転するために、焼却炉運転マニュアルに記載された事項に基づき、6 月を超えない期間ごとに定期的に点検を行い、異常を発見した場合は主任者に報告するとともに

に適切な処置を講じなければならない。

13 廃棄作業室の汚染の状況の測定は、1月を超えない期間ごとに1回、行わなければならない。

14 排水、排気中の放射能濃度の測定は、運転の都度行うものとする。

15 排気中の放射能濃度の測定は、運転の都度行うものとする。

16 取扱責任者は、焼却炉の運転及び点検作業の都度、別に定める放射線作業記録及び放射性有機廃液焼却記録に必要な事項を記入の上、その都度主任者に提出しなければならない。

(自主検査)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに関する安全確保のため、鳥取大学放射線安全委員会が実施する自主検査を受けなければならない。

(巡視及び点検)

第5条 規程第15条の巡視及び点検は、施設管理責任者が毎月1回行う。この場合において、施設管理責任者が指名する者に巡視及び点検を行わせることができる。

(自主点検)

第6条 規程第16条の自主点検は、施設管理責任者及び安全管理責任者が毎月1回行う。この場合において、施設管理責任者及び安全管理責任者が指名する者に自主点検を行わせることができる。

(点検及び校正)

第7条 規程第28条第2項の放射線測定器の点検及び校正は、次の頻度で行う。ただし、規程第30条第1項第1号の測定は、測定の信頼性を確保するために公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）によるISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した者若しくは外部の機関により測定を行うこと又はこれと同等の品質を確保して測定を行うこととする。

一 点検：1回／年以上

二 校正：1回／5年以上

2 点検は放射線測定器の取扱説明書を参考に実施する。

3 校正は次のうちいずれかの方法で行う。

一 計量法（平成4年法律第51号）に基づく校正施設で実施

二 前号で校正された放射線測定器を標準測定器として用いる比較校正

三 以前に実施した校正が現在も有効であることを確認する確認校正（機能確認）

四 その他、測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるもの

附 則

1 この細則は、平成22年5月1日から施行する。

2 この細則施行後の規定による最初の第2条第3項第3号の委員のうち、地域学部及び工学研究科から推薦された者の任期は、同規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 放射性有機廃液焼却炉運転管理要項、作業環境測定要項、自主点検・自主検査実施要項は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。